

見るのである。然るに此の過小農地は總所有地數中の七割強に及び、然かもその面積の六・五%に過ぎなかつた。

所が大農地所有に至つては、二百ヘクタール以上の所有數は總所有數の〇・〇六%に過ぎざるに拘らず、其の總面積からいへば全地積の三五・六%に及び、實にその三分一以上を占めて居るのである。そして二千ヘクタール以上の所有地數は所有總數中僅かに〇・〇一%しかないけれど、その面積は總面積中二七・七%即ち四分一以上に當つて居る有様である。

右は土地所有分配の状態であるが、更に土地を利用し農業又は林業を經營するその經營の大きさに就いて見れば、舊ボヘミア地方に在つては小規模經營がその大部分を占めて居た。即ち半ヘクタール以上五ヘクタール以下の經營面積のものが總經營數中の半數以上を占めて(五六・八%)居たのである。之に中規模經營のものを加ふれば、その經營總數に對する割合は實に九九%に及び百ヘク

タール以上の大規模經營のものに至つては僅々〇・五%に當るに過ぎなかつた。従て同地方に在つては小作經營が廣く行はれ、小規模經營中の三一・二%は小作を主とする又は純粹なる小作經營であつた。即ち自作經營は農業經營總數中の約半分に過ぎないで、他の半數は自作兼小作又は純然たる小作經營であつた。そして其等の小作の大部分は二ヘクタール以下の過小農地經營を爲すに過ぎなかつたのである。

斯く舊ボヘミア地方に於て小作農業の廣く行はれて居たことは、土地制度改革の事業を必要ならしめた事情としても十分注意しなければならぬ所たると同時に、又土地制度改革事業をば容易に實行せしめ得る事情であつた。即ち小規模小作地に在つては、其の經營方面に於ける經濟的實狀をば何等攪亂することなくして所有關係だけを改善するを得て然かもその事は國民經濟的に大いなる利便を齎す所以であり得る。それに又小作人はその地位と法律上の權利とを改



善することにより、永小作權的なるか、然らざれば一定の制限の下に於ける所有權的な權利を獲得することが出来る。更には又大規模小作地に在つては法律上に於ける地位の變更に依り同時に經濟的なる經營實行に變化を及ぼすことなしに、克く國家が從來の地主の地位に取つて代ることが出来る次第である。

そして更に農業經營上に於ける勞働狀態に就いて見れば、舊ボヘミア地方では經營中その七割七分は自家勞働に依るものであつて、總經營數中たゞ二割二分強に當るものだけが他人の勞働を雇入れて經營を行ふに過ぎなかつた。此の事情も亦舊ボヘミア地方に於て土地制度改良事業を行ふに就いて重要な意義を有するものたるを失はなかつたのである。

要するに斯くの如くにして土地所有分配の狀態に大いなる缺陷あり、一方には極めて少數なる大地主が頗る廣大なる土地を所有し、他方には農民の大多數は純然たる無產者たる小作人又は農業勞働者であるか然らざれば無產者に近き

小自作農民たり又は自作兼小作農民であつて、彼等の大部分はたゞ自家勞働に依て極めて小規模なる農事經營を行ふものたるに過ぎなかつた事情は、從來舊ボヘミア及スロヴァキア地方に於て農民離村の狀態を造り成さしむる主たる原因であつた。特にスロヴァキア地方は最も人口稀薄なる地方なるに拘らず農村としては人口過剰の地方たる矛盾した狀態を呈して居たのであつて、農民離村の傾向は最も著大ならざるを得なかつた。即ち同地方では、農村の人々は田舎に飽いたから之を離れるといふよりも、又都會生活に憧れて之に向つて流れ行くといふよりも、主として農村生活の望み無き特に土地獲得の望み無きに失望して田舎を捨て、去る事情が強かつたのである。そしてそれが土地所有の分配狀態の惡しき爲に生ずる事情だつたが故に、此の地方にあつては大地主制は農民離村の原因なりと見るオツペンハイマーの所説が最もよく妥當せる次第であつた。そしてその事情は是非とも土地制度改革事業の行はれざるべからざる最



も有力の原因を爲し理由を爲すわけであるから、舊奥太利帝國に在てもその事業の計畫は立てられたのだつたが、終に實行せられないまゝに推移して大戰期に入つてしまつた。そして大戰の齎らせる政治上の大變革と經濟上の事情の進展とは、終に多年の懸案を解決する機會を造り成したのであつて、その結果はともかくとして、事業としては多年必要とされて然かも實行され得なかつた所<sup>4)</sup>のものが、實行されることゝなつたのである。

### 三 大所有地の差押と收用

舊奥太利帝國ボヘミア地方に於ける土地制度改革事業は、一九一八年十月二十八日にプラークに革命起り、ツェッコ・スロヴァキア共和國の建設される氣運の熟すると共に大變革期を迎へた。當時社會民主黨は、元來同地方に於ける土地はハプスブルク王朝の爲に略取されたるもので現在の大地主の所有地は大抵

4) 以上 J. Wiehen, a. a. O. S. 19-29 参照

その略取に起原するものなれば、今や無産者に土地を十分に獲得耕作するを得せしめん爲めに國家は大農地を無償にて收用すべきであると主張して大いなる宣傳運動を行つた。けれども革命の嵐が吹き過ぎて時情平穩に歸すると共に、斯かる無償なる土地收用は苟も法治國に在つては行はれ得べきものではなかつたから、大農地を分割して之に自作農民を扶植する普通の政策が實行されることになつた。

土地制度改革事業の手始めとして、序論的に行はれたるは、一九一八年十一月九日に布かれたる土地封鎖令である。之は主として大所有地に對して行はれたるものであつて、其の自由處分を禁止するを目的とした。そして其の發令に依つて一方土地の所有者は急いで之を賣り退いてしまはうとしても出來ないことになり、他方には又土地に餓えたる人々が暴力を以て土地を占領することも防がれることになつたのである。即ち革命政府は不敢取この土地封鎖に依てそ



の自由處分を禁止し然る上徐ろに土地に對するほんとの立法を行つて制度改革を爲さんとしたのである。然し建國勿々、事務多端だつた爲めにその立法は半年を經過して漸く行はれ得たのであつて、その間政府は國內のあらゆる農業團體に對して、土地政策を如何にすべきかに就いて詳細なる質問書を發し多數項目に分つて一々の方針を問ふて見た。之に對する回答の公にされたるものもあるが、事情はその來るを待つを許さなかつたものだから、終に一の斷定的な處置として立法が行はれることゝなつた。それは一八一九年四月十六日に行はれたる大所有地差押であつた。其大所有地といふは百五十ヘクタール以上の農地若くは二百五十ヘクタール以上のあらゆる土地を意味するものとする。そしてその差押に依り國家は當該法に指示されたる所有地を收用し又分割するを得るものとせられた。されば此の差押は直ちに大農地を收用したものではなく之を收用し得る準備的な立法たるに過ぎない。然し其收用が實地に行はれる迄は當

5) Die Enteignung des Grossgrundbesitzes und die Socialisierung des Bodens; Bericht zum Fragebogen des Tschecho-slowakischen Ministerium für Landwirtschaft, Prag 1919.

該地の所有者は之が自由處分を法的に大いに制限せられるものである。だが尙ほ注意すべきことは此の差押は當該地の必然に收用せられる前提を爲すものではなく、更には又必要なる場合には百五十ヘクタール以下の農地及二百五十ヘクタール以下の土地一般といへども收用せられることあるべきこと之である。

そして尙ほ此の一八一九年四月十六日の法律は、大所有地の差押以外に土地制度改革の實行方法に關する大體の方針を定めたのであつて、其の規定中には、土地局の設置、差押へられて然かもまだ收用されない土地の管理、その收用、賠償及分割等に關するものが含まれて居たのである。就中收用地の賠償に關する規定は注意に値するものである。即ち左に掲ぐる土地は無償にて收用せらるべきである。即ちその無償收用は特別法を以て實行さるべきものと定められた。その無償收用さるべき土地とは、敵國人の所有地、舊ハプスブルク、ロートリンゲン王朝所屬者の所有地、廢止された貴族及外國人にして位階的に土地



を所有せる者の所有地、非合法的に獲られたる所有地、戦時中ツェッコ・スロヴァキア國に對して不利を働きたる者の所有地これである。然しその特別法は制定せられなかつた。

次に國家に依て差押へられ收用されたる土地の分割に關しても亦一九一九年の根本法は一般方針を規定した。先づかゝる土地の所有者は、其の所有地の中につき法定の面積を越へざる部分だけは自己の爲めに留保するを得る權利を有し、又特殊の場合即ち農家的工業や都市への供給やを顧慮して其の必要ありとせられる場合には、制限以上の土地をも留保することが出来るが、その最大限は五〇〇ヘクタール迄とした。此等の土地以外の土地の使用に關する規定は、之を分割すること、更にはそれ等の分割されたる土地を産業組合組織により大規模經營のものと爲して之を社會化すること、を意圖したのであつた。そして其の施行法と土地制度改革の實行方法とは、一方に私有的な小規模經營と他方

に社會化されたる大經營との兩極端の間に一の平均を造り出すことを目的としたのであつて、所有と經營との規模に關して漸次的な計畫的な整理を行ひ、又生産組合的な經營に關する注意深き試験を行ふ意味に於て企てられたのである。此の目的の下に制定されたる施行法は、土地局の組織に關する一九一九年六月十一日の法律、經營管理に關する一九二〇年二月十二日の法律、土地收用及賠償に關する一九二〇年四月二日の法律、分割に關する一九二〇年一月三十日の法律及び信用貸付に關する一九二〇年三月十一日の法律である。

此等の施行法に就いて一々茲に説明する必要があるまいが、就中最も注意すべきものは收用地に對する賠償に關するものである。收用地の中には前に既に之を示したやうに賠償を支拂はないものもあるが、普通の收用地に對しては勿論賠償を支拂ふのである。そしてその賠償支拂に關して最も重大にして又困難なる問題は、その賠償價格に關する決定と賠償支拂の爲に要する資金の信用授



受に關するものである。先づ賠償價格に關しては社會政策的見地の要求する所は、土地の取得者をして其の經濟的生存を保障するに足る程度の價格、詳言すれば土地の収益と土地價格の利子とがよく釣合つて土地を買取りたる者は其地の利用により収益の餘剰を得てよく生活を爲し得る程度の價格を以て適當なる賠償價格と見るといふことである。然るに地主はかゝる價格を以てしては收用に應じない場合が少くないから、實際上に於ては、小農地創設の爲にする土地收用は、その收用の際支拂はれる買上價格と之を分割して小農民に讓渡す場合の拂下價格との差額だけは、之を國庫が負擔するに依てのみ圓滑に行はれ得る場合が少くないのである。次に土地代價の支拂に關しては土地取得者に現金を用意せしめる方法と、之に公共的貸付に依つて其の資金を獲得せしむる道を開き與ふる方法との二つがある。然るにツェッコ・スロヴァキア共和國の實際に行へる所は、土地價格に關しては中間道を行き資金信用に關しては收用さるゝ

大地主に強制的貸付を爲さしめることに依て問題を解決した。

即ち土地の買上價格は普通價格に據ることにしたのであつて、一九一三——一五年に至る間に百ヘクタール以上の土地の自由賣買の行はれたる價格を基礎とすることにしたのである。そして其の價格の決定に關し最も興味あることは、土地收用價格は千ヘクタール以上の廣大なる地所に於ては其の價格は千ヘクタール毎に漸次割引されることであつて、先づ千ヘクタール以上の第一階段の土地に對しては其の價格の五%を減じ、面積階段の上ぼるにつれて遞次減價の歩合を定めて終に五萬ヘクタールの土地に就いては四〇%の減價を行ふことにしたのである。そして次に土地代金の支拂方法に關しては國庫は土地所有者に對して土地代價に相當する額を負債するものと爲すを得ることとし、其の場合には年四分の利子を附することに定めた。も少し詳しくいへば、土地局は收用地の所有者に對して現金を以て其の買上代金を支拂つてもよければ、又都合



によつてはその所有者を土地代金額だけの債権者にして賠償原簿に登録し、其債権に對しては國庫は少くとも半期毎の割賦償還を行ふものとするのである。そして不動産信用の原則に従ひ、此の年賦償還に關しては債権者の側からは其の一時支拂を請求することが出來ぬけれど、債務者たる國庫の側からは三ヶ月の告知期間を以て一時的に現金支拂を爲すことも出來れば、又公債を交付してその支拂に當てることも出来る。つまり國家は何れの方法を選ぶも自由であつて、時宜に従ひ何れか適當の方法を採るべきものとしたのである。<sup>6)</sup>

#### 四 收用地の分割と處分

收用されたる土地は國家自ら之を所持しないものは、一定の順位に従つて分割譲渡せられるのであつて、其の分譲に與かり得るものは色々である。先づ第一には個人であつて小農業者、小工業者、農業に使用されたる人々及土地を有

6) J. Wichen, a. a. O. S. 29-37; 43-51

せざる人々は獨立なる農事經營を建設する爲に土地を獲ることが出來、その經營は自家の生活を支ふるに足り然かも他人の勞働の助を藉りないで一家で經營出来る程度の大きさのものとする。そしてその農事經營はその一家の專業であるか又は主たる業務なることを要する。尙又此等の人々は住家、經濟上の建物、小工業の爲の仕事場及び此等の建物に附屬する庭園を建造する爲に土地を獲ることが出来る。次に此等の人々の團體は農業の經營を共同に行ふことを専ら目的とするものたる限り土地を獲ることが出来る。斯くて國家は先づ第一に自作農民其他の人々の爲に經濟的な家産又は住居的な家産を建設する道を開き與へ、次には共同經營をば生産組合的な形式に於て農業に實現せしめんと企てたのである。

次に公共的自治團體、次に生産者の産業組合、次に消費組合、次に町村自治體、次には科學慈善等の爲に設けられたる法人も、土地を獲ることの出来るも



のとした。

分譲される單位區域としての土地の廣さは、農地に在つては獲得者が個人なる場合には、一家の生活を支へ得るに足る面積といふことを以て標準とし、土地の品位その所在地方の事情等に應じ六ヘクタール以上十若しくは十五ヘクタール以下と定めた。獲得者が産業組合なる場合には、組合員各個に對し右の標準面積に當るだけの廣さを以て最大限度としたのである。そして分譲される土地の權利關係をいへば、所有者としての分譲は個人に對して行はれるのであつて、それは自家經濟の設立の爲めに與へられるものなれば、原則として不分割的な一家産地として授けられるのである。次に小作地として與へられるものは、個人が何等かの事情により小作を選ぶ場合に、個人に對して附與せられ、個人以外では共同耕作組合、生産組合(産業組合)及消費組合に對して附與せられるものとする。個人に對して所有地が賦與せられるのは、土地社會化といふ目的か

らいへば矛盾したことであるが、ツェツコ・スロヴァキア國に於てはやはり農民の間には家産制を普及する考が強かつたのであつて、家産制は人と土地との間に密接な結合を爲さしめると同時に、土地から商品的性質を取除いて之を以て眞實に人間生存の地盤たらしめんとする主旨が貫かれねばならぬとせられたのである。

然し乍ら大所有地を分割して之を小所有者に獲得せしめ、其所に家産の設置を爲さしめんとする事業は、その小所有地を得んとする者に對して土地代金を貸付くべき信用組織が備はり其働の有効ならんことを以て必要の條件とする。この條件が缺くるに於ては、折角の事業も圓滑に進行するを得ないで、法令は空文に終つてしまふ外はない。さればツェツコ・スロヴァキアの土地制度改革事業に關しても、信用を規定する爲に設けられたる此の一九二〇年三月十一日の法律は甚だ重要な意義を有するものたるを知らねばならぬ。同法に依れば與へ



らるゝ信用は所有獲得の爲めのものと經營の爲めのものとに種別されてある。先づ小所有地獲得の爲に授けられる信用は、獲得すべき土地代金の十分の九までの額に及び得るのであつて、經濟上及び住居用の建物を獲得の爲めの信用は價格の半額まで與へられる。又經濟上及び住居用の建物の建設の爲めの貸付は土地價格の十分の九建物建築費の半額までと限られたのである。そして貸付は國庫より與へられ、土地局が國家を代表する。貸付期間は長期であつて其間利子の引上を爲すを得ず、又債權者側には隨時解約權を與へないのである。此の貸付を受けて其の負擔に任じて居る土地は、其の獲得者の生存する場合は最初の十年間は土地局の許可あるにあらざれば他人に讓渡するを得ざるものとする。尙又小農地の獲得者はその土地の使用上についても、若し之を適當に管理するを怠るに於ては一定の監督を受けねばならぬ。

次に經營信用に關しては、貸付はたゞ農業經營上必要なる家畜其他農具の如き生産手段を獲得する爲めにのみ與へらるゝものとし、然かも貸付は産業組合の手を経てのみ爲されるのである。貸付は土地局より此の目的の爲に設けられる基金中から現金を以て爲されるか、信用組合の如きが自己の資金を貸付するか、さなくば私の貸借が行はれ其の損失に對して半額まで國家が保證するか、の何れかの道に依て爲されるのである。

扱て上に示す所はすべて普通の所有地に就いてのことであるが、次に町村に於ける共有地に關しては、一九一九年七月十七日の法律により、從來共有地に對して權利を有したる者の特權を廢止し、かゝる共有地は總て之を町村基本財産と爲すことにせられた。町村基本財産に在つては、その収益は悉く之を町村公共の費用にのみ充當すべきものとなつて居るのである。そして新立法に於ける特色を爲すものはかゝる町村公共財産の使用方法に關するものである。即ち舊來の使用は公共財産から出來得る限り多額の地代収入を擧げるといふことを



以て管理の眼目として居たのであるが、新法は町村公共財産は先づ第一に町村居住者の使用と利益との爲めに管理せらるべきものとした。此の意味に於ては例へば山林の木材は先づ町村居住者に賣却すべきであり、公有牧野は全體の住民の有する家畜の放牧の爲めに用ゐらるべきであり、農地や牧草地は先づ第一に無所有なる従て特に之を必要とする住民に對して町村より貸付け小作せしむべきものである。即ち斯くせられることに依て、小農業者の多數は其の農業經營をば自給的狀態にまで擴大することが出來、斯くて賃傭労働より獨立するを得るものと考へられるのである。

尙一言附記して置かねばならぬことは、他の歐亞中間諸國の土地制度改革に於けるが如く、ツェッコ・スロヴァキア共和國に於ても亦森林の一部は國有に移されたることである。次にはカルパテンルランド地方に在つては從來廣く實物納小作制(分益小作制)が行はれ、之に依て小農業者特に無産小作人が搾取

され、其の狀態最も改善を要する所があつたので、土地局は其の實物納小作制を廢して金納小作制に改めることに努力したのである。更には又由來大農地の分割が行はるれば、土地はとかく不合理的な經營に陥り易く、小農民は農業科學と合理的經營方法とに暗き爲めに、やゝもすれば土地を掠奪的に使用することに易いものであるから、土地制度改革事業の眞實なる成就の爲めには土地分割と土地改良との兩事業を併せ行ふを要し、ツェッコ・スロヴァキア國に在つても此點に注意の拂はれて居ることを見通してはならぬ。然し此の事業に於ては又巨額の資金を要する次第なれば、事業は一朝一夕にしては完成せられないのである。<sup>7)</sup>

## 五 小作人に土地を得せしむる事業

嚴密な意味に於ける土地制度改革事業中には含まれないが、農業狀態の改善

7) *ibid.* S. 52-76



の爲めに行はれる施設としては、甚だ重要な意義を有し地位を占め得るものと見らるべき立法が、ツェッコ・スロヴァキア國に於ては、土地制度改革に關する諸立法と並び行はれた。それは領地的な農地に於ける小作人の權利を確保し、又彼等をして一定の條件の下に其の小作地の所有者たるを得せしむべき立法これである。即ち一九一九年五月二十七日に發布されたる小小作人に對する土地保定に關する法律これである。

舊奥太利時代からしてツェッコ・スロヴァキア地方には長期の小作がかなり廣く行はれて居た。其中には永小作に似たやうなものもあつて (Zinsgründer) 其の小作人の權利に關しては從來色々の紛争が表はれて居たのである。そして奥太利帝政時代に於ても、かゝる永代的な小作制は之を廢止しその小作人は一定の條件の下に其地の所有者たるを得せしめんとする企があつただけけれど、終に之に關する立法を見るに至らないで居た。然るに一九一九年五月二十七日

の法律はすべて長期なる小小作人に對して土地を保定せんとする企圖の下に編成公布されることゝなつた。その規定によれば、一九〇一年十月一日以來引續き其地を小作し又は下小作したる農地の小小作人は當該地の所有者となることが出来た。そして此の立法は主としては斯かる長期間に涉り引續き小作を爲したる普通の小作地に關するものとして行はれたのであつて、小作人の權利はたゞ債權たるに過ぎざるものを主として眼中に置いて居るのだけでも、同時に永小作人や之に類する者をも包含し、従て前時代から争の種となつて居る所の長期小作人の權利が、果して物權的永小作權なるや普通の債權たるに過ぎざるやの問題は、併せて解決されることになつたのである。即ち法律は小作人の權利内容について問ふことなく、たゞ其の小作又は下小作が少くとも十八年間繼續的に同一家族の手に依つて行はれたといふ小作期間だけを見て、かゝる小作人は其小作地の所有を要求する權利あるものとしたのである。



此の法律の適用を受くべき土地は、國有地、差押へられたる土地、地券地、教會の所有地、社團財團等の所有地である。就中差押へられたる土地は前に示したやうに其の面積百五十又は二百五十ヘクタール以上なることを要するのだが、他の土地についてはかゝる面積の限定は存しない。そして斯かる土地を要求し得べき小農は自己又は家族の手によりて其地を耕作經營するを要し、又その一家の生活の爲に其地を必要とするものでなければならぬ。同時に又斯くて得られる農地は一戸分八ヘクタールを超ゆべからざるものとする。

土地に對して要請を爲し得る農民の權利は其小作地を所有に移して貰ふことであつてもよければ、又従前同様の條件の下に更に引續き六年間小作さして貰ふことであつてもよい。そして又その要請は土地そのもの及その上に建てられたる住家及經濟用家屋を包括するのである。

法律に規定されたることの實行に關しては裁判所に一任されるのであつて、

當事者間に小作地の讓受代金に關する協定が成立しない場合には裁判所が之を決定する。其の場合には一九一三年に於ける當該地方の地價を標準とすることにせられた。そして土地の代金は讓受人の選擇により一時拂にしてもよければ又十回均一分割拂にしてもよいのである。そして又土地を投機的に轉賣するを防ぐ爲めに、右の如くにして得たる土地は其取得者生存する場合には十年間は土地局の許可なしには他人に讓渡するを得ざるものとした。<sup>8)</sup>

此の規定に依る農業狀態改革の事業は、之を農業生産の上からいへば殆んど何等の變化とはならないのであつて、從來耕作せられたる土地が同一人によりて引續き耕作せられるに過ぎない。けれどもその耕作者は從來は他人の土地を借りて用ゐて居たのに、今後は之を自分のものとして用ゐることが出来る次第で、其の事情の變化に伴ふ心理上の影響は、引いて多少は生産上にも效果を表はし、一般的に自作農民が小作農民よりも仕事に身を入れて行ひ、土地を愛し

8) *ibid.* S. 37-41



生産を増すといふ効果は、茲にも表はれて來なければならぬ筈である。そして小作人は既に農事經營に必要な家畜農具其他の生産手段を所有して居り、之に要する勞働も一家に備はつて居るのだから、それを其儘に新たなる心理状態の下に更に有効に用ゐて行けばよいのである。それに又地主の方に在つては、かゝる土地は大抵大農地の一部分であつて、然かもその部分は色々の事情の爲に之を地主自身使用するを得ないで、他人に小作さして居たのだから、今その所有を小作人に譲つたからとて、格別多くの苦痛の伴ふわけではない。されば此の事業は之を農政上と社會政策上から見ても、共に意義ある事業である。何人にも犠牲を強くないで、同時に又國民經濟上の損失をも齎さないで、之を實行するを得る。然かも之を實行したる曉に於ては大いに農村の社會状態を整へ、又農業經濟を合理化するに貢献する所あるを得るものと謂はねばならぬ。此の事業が土地制度改革事業と併せ行はれたるは、當を得たること、謂はねばならぬのである。

## 六 餘 論

以上私はツェッコ・スロヴァキアに於て行はれたる土地制度改革事業の大要を示したが、之に關する立法や法文の規定の内容や、之に據つて行はれる事業の實行方法やに就いては、専らヨセフ・ヴィーエン氏の論文を参考し援用した。問題が事實の説明を主とするものであるが故に、廣きに涉つて比較討査する必要もあるまい。

事業に對する批評的考察に至つては、問題は決して獨りツェッコ・スロヴァキアに限られるわけではなく、一般的に斯かる土地制度改革事業なるもの、是非得失についての議論とならざるを得ない。たゞツェッコ・スロヴァキアに關するだけの問題として見れば、此の事業が同國の實際事情に照し合せて必要であつ



たか否か、又かゝる方針と實行策とを以て行はれたることが適當であつたかどうかといふことになるが、それは大體説明中に於ける同國の實狀から觀て止むを得ざるものであり、又機宜を得たるものであつたと見る外はない。そしてその事業の效果に至つては、其後の報告を手に入れて事實の經過の上から判斷する外はない。茲にはまだ之を爲し得べき資料が供はつて居ない。

たゞ一つ研究上注意に値することは、かゝる事業が土地の社會化といはれ、又土地社會化の目的で以てかゝる事業が企てられるのだけれど、其の實行された跡を見れば、決してそれが十分なる社會化とはなり得ないで、土地私有制そのものが之が爲めに多く動搖することなく、たゞ一定面積以上の大所有地のみが、その一定面積を越ゆる範圍内に於て收用せらるべきものとされたに過ぎず、然かも又その收用されたる土地は小農地其他小所有地として又新たに所有權の下に小所有者に賦與されるのであつて、眞に國有とせられたるはたゞ一部

分の森林に過ぎないといふ事情これである。さればこれは決して完全なる土地社會化の事業ではなく、たゞ一方に於て一所有の下にある土地の面積を制限すると同時に、他方に於て小所有地を造つて之を家産的のものとなし、以て農村に自作農的な定着者を増加して、農村状態を健全にし又之に安定を得せしめんとしたものと見るに過ぎないのである。

即ち事業はやはり自作農主義により農業には小規模なる獨立經營を推奨し之を以て基礎と爲さんとするものであつて、たゞその小所有地を作る爲めに必要な土地を獲る方法として、強制的に法律によつて大地主の土地を收用したる點に於て特色を有する次第である。併しその收用は決して無償には行はれないで、有償的に行はれて居るから、事業の實際的效果からいへば英國などに於て行はれて居る自作農的小農地設定の事業と甚しく異なる所はない。やゝ立法上の行き方を異にするのみである。そして又事業が社會主義在來の主張の如く土地



の公有制の實行とその經營の生産組合的大經營の實行とを目標としないで、その點に於て殆んど時を同うして露西亞に行はれんとしたる所と頗る趣を異にせることも、注意に値する所と謂はねばならぬ。當初から異なる方針の下に事業が企てられたのか、それとも少しづつ、先に行はれて行つた露西亞の事情を考慮しその失敗に鑑みて、當初のやゝ完全なる社會化の計畫を緩和するに至つたのか、それはよく實狀を詮索して見なければわからない。然しツェッコ・スロヴァキア共和國に於ては此の土地制度改革事業を行ふについて、前にも一言したやうに、國內のあらゆる農業代表機關に對して精細なる質問書を發して、事業の方針及實行方法等について答申を求めるとの事を爲し、出來得る限りの注意を拂つて事を進めたる事實あることは、見遁がすべからざる所である。吾々は事業の方針や方法やについて注意深く觀察し又之を他國の自作農創定事業と比較し、特に露西亞に於て行はれんとしたる土地社會化計畫と比較し研究すること

に依て、多く學ぶ所あるを得る筈である。



## 六 露西亞の新經濟政策と農業

## 一 新經濟政策から新々經濟政策へ

露西亞の農業状態については、私は曾て之を紹介したことがあつた。<sup>1)</sup>併しそれは主として共産主義的革命が行はれてから、一九二一年に新經濟政策の樹てられるに至るまでの數年間の改革と之に伴ふ状態の變遷とを叙したのであつた。今日となつては更に其後に於ける事情の變化を知ることの必要なものあるが故に、茲に又一九二一年より二五年に至る期間に表はれたる新たな現象に就いてその概様を窺つて見たいと思ふ。材料は主に Prof. B. Brutzkus の著書<sup>2)</sup>に據り、尙他に二三の著書を引用する。

一九二一年に於ける新經濟政策は (novaja ekonomiceskaja politika = NEP.) 革

命後の經驗に鑑み、所謂戰時共産主義を捨て、社會主義的建設を漸進的に行はんとするものであつて、農業に關しては、小農主義を頑強に固持せんとする露西亞の農民の中にマルクス主義に據つて考へられるやうな共同的大規模生産組織を造り上げんとしても、とても實現され得べからざるを見て、一先づ所謂國家的資本主義へ退却して、其所から改めて徐々に前進せん爲めに、レーニン及彼れの幕僚の英斷に依て行はれるに至つたものである。そしてこの新經濟政策は、固より社會經濟一般に涉つてのものであるが、その行はれるに至つたのは、主として農民の壓迫により餘儀なくされたるが爲めなるを忘れてはならぬ。

新經濟政策が行はれるやうになつてからは、農民は従前のやうに其の生産物の餘剰は全部これを國家に提供しなくともよいことになり、たゞ其一部分を提供すれば足り、其の給付の高は耕作面積、收穫量、家族の人員其他の標準に依

1) 『經濟論叢』第十五卷第六號及拙著『農業社會主義と組合社會主義』所載『勞農露國の農業』  
2) Agrarentwicklung und Agrarrevolution in Russland (Quellen und Studien, Abteilung Wirtschaft, Neuer Folge Heft 2, Berlin 1926)



て定められることになつた。従てその生産物徴収といふことは、社會主義的な意味に於ける社會に對する直接給付ではなくなつて、一種の實物租税たる性質を有することになつたのだ。農民は自家消費に充てる以上の生産物餘剰中から其一部分は右のやうに租税的に國家に納入するけれども、殘餘の部分は自由に處分するを得ることになり、私的な商業も許されるに至つたのである。即ちこれが爲めに所謂市場なるものも復活するに至り、一時全然否認せられた貨幣も復た認められて、それに依る賣買が許されることになつたのである。そして此の政策上に於ける變化は、その根本的な意味に於ては共產主義制の拋棄と資本主義制への部分的復歸とを實證するものであるが、その實際上の影響は實に強大であつた。これが爲めに農業經濟は俄かに活氣を呈するに至り、國民食糧供給に苦んだ既往數年の困難は、一九二二年の收穫の爲される頃には大體過去つてしまふことになつた。

經濟政策上のこの大轉換が國營化されたる大工業方面に及ぼしたる影響は更に大なるものであつた。元來大工業の成績の如何は社會主義に對しては最も重要なる問題たらざるを得ないから、今や商業と貨幣經濟との復活に依り、工業方面に活氣の溢るに至つた事實は、共產主義者に對して多大の印象を與へないではすまなかつた。その印象は二様に表はれたのであつて、一方には支配的地位に在る共產黨の經濟上の實力を増加せしめたと共に、他方には之が爲めにまた新たに私經濟の發達を來たし、その中からブルジョアジーが生れて來て、共產黨がその獨裁的地位を失ふやうなことになるはしないだらうかといふ恐れが懷かれるに至つたのである。そこで共產黨政府はこの新たな基礎の上に社會主義を建設する方策を考へ、先づ主として國營化されたる大工業の實質的發展を圖ることとし、農業方面に於ては社會主義とは全然立場を異にする小農民主義の行はれるを暫く默許することに腹を極めたのである。けれども同時に共產



黨は大工業の發達に依り馳ては農業の社會化をも實現するを得べき有力なる生産手段の造り出さるゝに至るべきを信じて居た。特に大いなる望を電化といふことに置いて居た。

併し農村に小農主義の建設せらるゝことは默認するにしても、其間からブルジョアが生れて来て、其等が普通農民に對して權勢を振ふに至るやうなことがあつてはならぬ次第で、其れは都會に於てブルジョアジの發生を恐れると同様に防止せられなければならぬ。即ち農民を平均することは最も必要とせられた。

革命に依て破壊されたる多くの産業殊に大工業の復興の爲めに資本の必要なことは、共産主義政府と雖もこれを認めないわけに行かなかつた。そこで第一の必要事はマルクスの所謂資本主義的集積 *die ursprüngliche kapitalistische Akkumulation* に倣つて社會主義的集積 *die ursprüngliche sozialistische Akkumulation*

*ulation* を行ふにありとせられ、然かもその資本集積の爲に必要な手段は私經濟が之を供給すべきもので、特に農民が之を供給すべきものとせられた。即ち農民は國營化せられたる工業の生産せる品物を比較的高價に買取らなければならぬやうに餘儀なくせられると同時に、農民自身の生産せるものは、國家に從屬せる機關の手に賣る外なく、その賣買に當つては價格は當該機關が一方的に之を定め得るものとせられた。そして其實行の爲には外國貿易の國家獨占が必要缺ぐべからざるものとなり、之に依て一方には國內産工業品の價格を維持すると同時に、農産物に對して外國市場の價格が影響を及ぼすことを防ぐ働が爲され、其働に依て内地産工業品の價格は高く農産物の價格は安くせられる工夫が凝された。

新經濟政策が斯くの如くにして私經濟の發達を助くるに至つたことに對しては、共産黨内部に於て大いなる反對意見を抱くものあり、斯くては終に社會主



義は根柢から覆され、又新たな私的な資本集積が初まつて、資本主義の復活となり、革命の事業は無意義に終る外はないから、今の中に斷然これを阻止しなければならぬとする主張が爲されるに至つた。即ち一九二二年の終期には既に其兆候を見ることが出来たが、其翌年の春に至つては、トロツキー其他に依つて公然反對の烽が擧げられた。其年の末には共産黨内部に於てデモクラチックな傾向を主張するものとオリガーキーを支持する者との間に激烈な競争が爲されるやうになり、後者が勝利を占めはしたが、前者の主張を容れないわけには行かなかつた。茲に又共産主義的反動時代は生れることとなり、一九二四年の初に至つては新經濟政策に依る種々の施設は再び廢止せられる運命に會した。

この反動政策はその勢力を農業政策の方面にも及ぼしたるは言を俟たない所で、農村に於ては又極めて貧しき者とやゝ富裕なる者との間を階級的に分離する努力が爲され、謂ふ迄もなく後者は抑壓せられた。農民にして馬を一匹多く求め又は少しく土地を廣く耕作しても、直ちに搾取者 *exploiter* と呼ばれて迫害せられるに至つた。そして小作の制限と雇傭労働使用の制限とは再び嚴重にせられることになつた。

然るにこの反動は一九二四年の秋には早くも行詰りとなり、其行詰りは共産主義と實狀に於ける貨幣經濟の進歩との衝突に依て齎されたと見られて居る。貨幣價值を部分的に安定せんとする試は既に早く一九二二年の終期に表はれて來たのだが、一九二四年の春に至つては愈々貨幣制度は安定せられ、其事露西亞の社會的なる又經濟的なる新たな發展の爲めに甚大なる影響を及ぼさざるを得ず、共産主義的反動は之にぶつ突かつては行詰らざるを得なくなつてしまつたのである。貨幣價值の安定は交易經濟を擴張し、農民の多數は從來暫く交易經濟場裡から驅逐されて居たのだが、今や再び之に復歸するに至つた。そして政府は財政上及び經濟政策上の必要から却つて進んで私的な商業を促進せざ



るを得ざるに至り、之に依てのみ國家的産業を其不振の狀態より救ひ得べしと信ぜざらんとするも能はざるに至つた。

斯くて一九二五年の春に及んでは、勞農露西亞の政策は又一變する氣運を迎へ、共產黨第十五回協議會とソヴェト露西亞社會主義聯邦(USSR)の第三回ソヴェト大會とで新傾向は確定せられた。これを新々經濟政策 *Novy Nep* と呼ぶのであつて、私經濟抑壓の爲めに向けられたる共產主義的反動政策は再び排除せられ、私的商業と手工業と家内工業との發達に對しては温和なる條件が認められ、富裕なる農民階級に對する壓迫は止められ、更に又農村に在つては小作と雇傭労働とに依て農民經濟をやゝ資本主義的に造り上げることも許されるに至つた。そしてスターリンやブハーリンの如き共產主義の指導者等は、農村に於ては階級戰爭の原理は適用せらるゝことなかるべしと公約するまでに立至つたのである。<sup>3)</sup>

3) Brutzkus, a. a. O. S. 179-192  
Bukharin, The New Economic Policy of Soviet Russia  
(Lecture delivered on July 8th. 1921—The New Policies  
of Soviet Russia, p. 43-61)

## 二 新農業立法

革命政府に依て新經濟政策が樹てられると共に、經濟の凡有る方面に於て新面目が表はれるやうになつたことは右述の通りだが、農業經濟の方面に於ても、新たなる事情の展開は、先づ新たなる農業立法を必要とするに至つた。即ち一九二一年の經濟政策上の大轉換は、從來の私經濟否認の態度を革めて、私人經濟上の自由を或程度まで認むるに至つたのだから、農業方面に在つても、『勤勉なる農民の經濟上の創意を復活』せしむることが切に必要だとせられ、それが爲めには農民の土地利用の改善と安定とを計らねばならぬとせられるに至つた。この事情に適應して表はれたのが一九二二年五月二十二日の土地利用に關する法律であるが、次で同年十月三十日にはソヴェト露西亞社會主義聯邦の農業法典が編成せられ、後者は實に最も重要な立法事業とせられた。この



新法典は形式上から見れば土地國有の原則を基礎とするものであつて、ソヴィエト露西亞社會主義聯邦の領域内に在る土地、土地の包藏物、水流及森林の私的所有權は永久に廢止せられたる旨が其第一條に規定せられてある。又第二條には、ソヴィエト露西亞社會主義聯邦の領域内にある凡有る土地は何人の所屬なるを問はず總べて勞農國家の所有である旨が定められた。又第三條は凡有る農地及び農業生産の爲に用ゐられ得べき凡有る土地は單一なる國家的土地基本を構成するものにて、そは農業に關する人民委員會及その地方的機關に依て管理せらるべきものと定めた。

然しこの規定はたゞ單に土地の所有關係上に於ける社會化の原則を示すに過ぎないのであつて、土地實際の使用に關しては、法律は第十一條に於て、自己の勞働に依て之を使用する者の利用に委せられたる土地の上の權利は暫くの間何等の制限を受けない旨を規定して居るから、土地使用權は完全なる私權として認められることになつたのである。即ち自作農地の如きは、その所有こそ國家に屬すれ、之が自作的利用については自作者が完全なる權利を享受するを得るものである。

當時露西亞に在つては、土地所有の分配に關する問題が重要な問題であつた。農民の見る所では一九一八年に行はれたる分配は暫行的のもので、その終局的な分配の爲めには何等か國家的な土地整理の行はれるものと思はれ、その整理の行はれる迄農民が有する地上の權利は取消され得るものと考へて居たのである。然るに新農業法典は一舉にして此の問題に解決を與へた。即ち自己の勞力に依り土地を利用することに關する一九二二年五月二十二日の法律の公布されたる日以後は、當時事實上に於て區 *Volosti* 村落及他の農業團體により使用されて居た部分の土地は、永續的に此等の團體が自己の力に依り使用する土地と見られるものと定めた。(第四百四十一條)そして其時期以後は區 *Volosti* 及



村落間に於ける土地分配の整理を行ふことなかるべしと爲した。(第四百二十二條)この規定は露西亞に於ける永年の問題に一應終局的な解答を與へたわけであつて、分配が現に既に適當に行はれたか否かに拘らず、兎も角現在の分配状態を以て終局的のものと思、國家は此上その分配の整理を行ふこと無かるべしとしたのだから、茲に甫めて農民は現状を以て安定せるものと見る事が出來、其占有する土地に對して投資も改良も行ふ氣になれる次第で、從來分配を暫行的のものと思つて、土地經營上に合理的な方法を探らなかつた態度を變ずるを得ることになつたのである。惟ふに此の立法は當時農産物の生産増加を行はしむる必要の切なるものあり、新經濟政策は又私經濟原則を認むるに至つた次第だから、此上彼此分配の公平不公平を正すよりも、早く農民の土地に對する權利を安定して、彼等をして安神して土地利用を十分にする道を講せしむるを可とする所あるに依て行はれたものであらう。

とにかく斯くの如くにして露西亞の土地は名義上その所有は國家に屬するけれども實際の使用權は農民各自に屬し、一九二二年五月二十二日現在に於て村々に屬したる土地が其村に所屬する土地であるとせられ、農民は實際上自作地として所有地に近い權利ある土地の分配に與かり其權利が確定せられたわけである。併しその所有が國家に屬するが爲めに、農民の土地に關する權利は土地の處分に關しては大いに制限せられて居ることだけは免れない。即ち之を賣買したり、相續したり、贈與したり、擔保に入れたりするを許さないのである。

(第二十七條)

處分權上に於けるこの制限はあるが、併し土地利用に關しては全く農民の自由にかされた。即ちその作物や耕種方法等も農民の選ぶ所に從て自由に行はしめるものとなし、又土地を區や村落の共有的なものにして置いて地割的に分配を交替して使用せうとも、又斯かる習慣のない所では各農家が永代借地的に



(實は殆んど永久所有地として)使用せうとも、そんなことには一切國家は干涉しないことにしてしまつたのである。從來革命政府は農業に於ける大規模經營の優越を信じ、又共同作業を推奨して居たから、在來農地共有の習慣のある所では成るべく之を保存し、各個人が單獨に農業を行ふ爲めに共同團體を脱退するを阻止する方針を取つて居たのが、今やその事をも斷念し、すべて農民の自由にまかせ大體は自然の成行に放任することにした。

次に又新立法の特色と見るべきは土地の小作と雇傭勞働の使用とを許すに至つたことである。從來革命露西亞に於ては地主といふ遊惰にして搾取者たる階級を絶對に否認する所から、小作制度を認めないと同時に、勞働に關しては一切私的な雇傭制度を否認し、農業に於ても他人を雇傭して勞働を爲さしめることを許さなかつたのだが、新經濟政策の下に方針の大變化の行はれると共に、新農業法は小作と雇傭勞働とを絶對的には否認しないことになつた。固より此

等は一定の制限の下に許されるのであつて、小作については、自作を行はんにも其時の實狀に於て之を行ふに足るだけの自家勞働力の備はつて居ない場合に限り許され、其期間は二耕作期を越ゆべからざるものとせられた。そしてその小作は、之を受くる者に於て自家勞働を以てその耕作經營を爲し得る範圍内の面積に限り許されるのである。雇傭勞働に關しては、他人を雇入るゝも之が爲め農家の經濟がその勞働型態を變ずることなき場合、詳言すれば雇ひ入れたる一家の人々は雇はれたる勞働者と肩を並べて共に勞働する場合に限り許されるのである。つまり小作は餘儀なき場合に限り又自作農業主義の根本原則を紊さざる限りに於て許され、雇傭勞働は單純に雇主として勞働を爲さないで他人の勞働を搾取することに依て生きて行く人々の發生しない限りに於て許されることになつたのである。が併しとにかくこの兩者の許されるに至つたことは、共產主義治下に表はれたる事實としては最も注意すべき所たらざるを得ず、新經濟



政策が共產主義から資本主義への退歩と謂はれる理由の一として數へらるゝを避け難きものである。

斯かる批評を被るべきことは覺悟し乍らも、勞農政府は事情の必要上止むを得ず土地使用上に於ける私的經濟の原則を承認せざるを得なかつた。そして新たな立法に依てその私權の確定を爲さざるを得なかつた。蓋し斯く爲すことに依て農地の利用を一定の秩序の下に置き、その効果を十分に發揮せしむることに、露西亞の經濟一般を救濟し引いてはその新たな進歩を爲さしむる爲めに必要だつたのである。即ち必要の前に理論的な立場を一步譲つたわけであつて、それは又見様に依つては農民の信念と主張と要求との前に共產主義の讓歩の行はれたものとも謂へる。農民は元來土地が欲しかつたのである。やゝ平均せる状態の下に自家經濟が建設したかつたのである。彼等が共產主義的革命を支持したるは、土地の分配に與からんが爲めで、土地を得たる以上は、その土地の上に私經濟を建設し、自作農的個人主義化して來たのは、その本來の要求の表はれた次第で、此の素志は新經濟政策への轉換に依て初めて満足を見出し、茲に生産の増殖に向つての努力も表はれることになつた。新農業立法はこの農民の素志に答ふべく行はれたるものと見られるも亦避け難い所で、大體社會主義的な根本見地を支持しつゝ、時の必要に鑑みて私權と私人的創意とを認め、私的經濟の働き得べき自由の範圍を劃したものであつた。

然るに此の一九二二年の立法の行はれたる後露西亞には一時又共產主義的な反動時代が表はれたのであつたが、其の反動の波の平らぐと同時に再び又農業生産の増加を促すに足るべき立法の行はるゝを必要とするに至つた。耕地面積の増加を促す爲めには土地を小作に附することを許す範圍が更に大いに擴げられる必要があつた。又農用資本を有せず自己獨立の農事經營を爲し能はざる農民の爲めには雇傭勞働に有付き得べき機會の更に多くせられる必要があつた。



この必要は一九二五年五月に催されたるソヴイェト第三回大會議の認むる所となり、小作は十二年の期間迄延長するを許さねばならぬとせられた。雇傭労働を容易にすることに關しては一九二五年四月二十二日暫行的な法令が布かれ、労働者は八時間以上労働する義務を負ふ契約をも結ぶを得るものとせられたが、右のソヴイェト大會議の決議では、小作の爲めに借用した土地の耕作についても雇傭労働を用ゐ得るものとせられた。

總べて此等の現象は所謂戰時共產主義の行はんとせる所とは大に行方を異にするものたるは疑ひない。曩に主張されたる平等實現の理想は大いに緩和され、經濟關係上に於ける資本主義的不平等を再現する小作契約や雇傭契約も段々自由に行はれ得るものとせられざるを得ざるに至つたことは、共產主義者の理論上の立場を段々苦しくするものであつたが、露西亞の國民經濟を建設する實行上の使命を果すが爲めには、止むを得ざる所となつてしまつたのである。

建築は材料に依る。個人主義的な素質の材料を以て完全な共產主義を建設せんとしても容易に棟は上がらなかつたのである。<sup>4)</sup>

### 三 土地整理土地改良及び農家經營規模

立法に次いで重要な事業は、農地の實際的な利用の道を合理的ならしむることに存する。露西亞に在つては革命後廣大な面積に涉つて農地の分配が行はれ、自作的小農地が多數に出來上つたものだから、土地の小分といふ事實が表はれ、さなきだに多少その傾向のあつたものが、更に少からず促進さるゝに至つた。従て耕地の整理を行はねばならぬ必要は著明であつて、農民は革命前から之を欲して居たのだから、今や熱心に整理の事業に着手するに至つたが、革命前には一經營に屬する農地が方々に分散して居る不便を除かんために之を整

4) 以上農業立法に關しては Brutzkus, a. a. O. S. 192-196; 末川博氏著『ソヴイェトロシヤの民法と労働法』一七五—二一九頁[ソヴイェトロシヤの農業立法]參照



理する費用は大部分政府から支出して居たのに、今や土地整理の費用は農民自ら之を負擔しなければならぬことになつた。そして其事の爲めに費用を要する結果として耕地の實際經營の方面にはとかく十分に資本が廻らなくなり、その經營の合理化の事業を遅らすことゝならざるを得なかつた。

一九二四年の終りまでの間に村落間に於ける土地分配の状態について、其整理の行はれたる面積は四千七百萬 *Desiatin* であつて全露西亞國內の農地總面積の二割三分五厘に當るのである。そして一村内内に於て各農家間の土地分配の整理されたるものは千三百萬 *Desiatin* で全農地の六分五厘に過ぎなかつた。それでもこの事業は革命前に比すればかなり迅速に行はれたのだが、尙ほ當時實際の事情が之を必要とする程度には及ばなかつた。そこで一九二四年には政府は耕地整理の爲めに農民に三百萬留の資金を貸與して事業の促進を計ることにした。然るにも拘らず尙ほ露西亞に於ける耕地の配合の状態は不經濟的なのが

多くて、合理的なる耕作經營を妨げて居るのが少くない。たゞその整理の事業の行はるゝにより合理的經營はその前提條件を整へられる次第なれば、事業の進捗につれて經營の合理化は行はれ得べき所とならざるを得ない。

次に土地利用の状態を改善せん爲めには土地改良の事業を行ふことが現今の露西亞に於ては甚だ重要なことたらざるを得ないのだが、その事業の遂行は色々の事情の爲めに妨げられ、とかく捗々しく行はれない。即ち土地改良の爲に用ゐらるべき資本が一般的に欠乏して居るのであつて、政府はその有する資金はそんな方面よりも先づ工業生産の方面に用ゐんとして居るのに、一般農民は元來資本乏しく又資本に多少の餘裕ありとも土地が國有なるため、土地そのものに永久的に投下せらるべき改良費を私財の中から調達せんとは欲しないのである。然し追々農民の地上に於ける権利が確定するやうになつたのと、土地改良の必要が痛切に感ぜられる結果として、ばつ々々と事業の行はれる傾向を示



すに至つた。土地改良組合が方々に組織され、一九二四年にはその數三千六百八十一に達し組合員二十九萬七千を算する至つた。それに又國民食糧の不足といふ大事實は政府を驅りて自ら土地改良の事實に指を染めざるを得ざるに至らしめ、一九二四年には東南地方に於ける饑饉を救ふ爲めに政府は千四百萬留を土地改良費に充てることにした。そして其地方の人民は土地改良事業に對して大いなる熱心を示し所要労働の凡そ十分の一に當る部分は無償にて行はれる有様を呈し、その事人民には物質的にも精神的にも甚大なる効果を及ぼさざるを得なかつた。

總べて斯様な狀況で露西亞に於ては今や農地の整理と改良とが行はれて居るのだが、此等の事情を十分に理解する爲には、尙ほ露西亞の農地と農業經營との構成状態について、少しく觀察を試むるを要する。

前にも述べたやうに一九一七、八年の革命は露西亞内に於ける農地の分配と

農業組織とに大變革を與へ、從來の大地主制と大農經營とは姿を消し、小農民の農業が全體の姿を爲すに至つた。試に所謂大露西亞地方に於ける三十二縣の狀態について見れば、一九〇五年には全農地面積中その七割六分三厘が自作農地だつたのが、一九一九年の革命後にはその歩合は九割六分八厘に増加した。小露西亞地方に於ける變化は更に著しく一九〇五年に全農地の五割五分四厘に過ぎなかつた小農地が一九一九年には九割五分に及んだ。

この自作小農地以外の僅かばかりなる農地が國營地と共產團體の共同大經營地と農民産業組合 (Arteljs) とに屬するのである。小農民の經營戸數は二千二百萬と註されてある。

そして一農家の經營に屬する耕地の面積は決して一樣ならず、又地方に依つて様子が違つて居るが、概して小面積を經營する者が多數である。試に一九二四年に於ける耕種面積の大きさに依る百分比表を示せば次のやうな有様であつ



た。

經營	西部地方	モスコ地方	農業中心地域	下ヴォルガ地方	ドン及チスカウカシヤ地方	ウクライ地方	西伯利亞
播種地なきもの	一、四	二、六	一、六	五七、五	一〇、四	四、五	三、七
一Desjat.以下の一毛作地を經營するもの	一二、〇	二一、四	一一、〇	九、七	八、一	一〇、六	一四、一
一一一〇Desjat.	三〇、四	三五、六	二二、六	八、〇	一一、一	二一、〇	二〇、八
二、一一三、〇ク	二五、八	二二、四	二二、四	五、四	一一、四	一九、〇	一八、六
三、一一四、〇ク	一五、八	一〇、二	一七、一	四、四	一〇、六	一三、四	一四、三
四、一一六、〇ク	一一、二	六、三	一七、二	五、五	一六、六	一五、二	一五、八
六、一一八、〇ク	二、八	一、二	五、六	三、五	一一、二	七、二	六、九
八、一一〇、〇ク	〇、八	〇、二	一、七	二、三	六、九	三、八	二九、〇
一〇、一一六、〇ク	〇、四	〇、一	〇、七	二、三	九、二	四、〇	二一、一
一六、一以上	〇、〇	〇、〇	〇、九	一、二	四、五	一、三	〇、五
	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇

西伯利亞には比較的大きな面積を經營する者の割合が多いが、他の諸地方特

に西部地方モスコウ地方及農業中心地方に於ては一乃至三 Desjat. の經營面積が最も多き部分を占めて居る有様である。然しこれは革命の結果大いなる平均作用の行はれたるに因るものであつて、その平均作用の一端を示すに足るものは次表である。即ち白人露西亞地方に於ける百の農家中

播種地なきもの	一九一七年	一九一九年
〇、一一一 Desjat. を經營するもの	一一、五	六、六
一一二	一〇、三	一八、〇
二一四	一八、四	二八、九
四一六	二八、九	二九、三
六一八	一四、七	一二、四
八一〇	七、四	五、二
一〇一五	三、八	二、一
一五二二	三、九	一、四
	〇、八	〇、一



二二以上

〇、三

二四〇

一〇〇、〇

一〇〇、〇

一九一七年の状態に比すれば一九一九年に至つては一 Desjat. 以下の經營を爲すものと一乃至二 Desjat. の經營を爲すものとが著しく増加して、四 Desjat. 以上の經營を爲す者が逆に著しく減少して居る。前表に據るも大部分の地方に在つては一乃至二 Desjat. の經營を爲す者の割合が最大の歩合を占めて居ると併せ攻ふべきである。<sup>5)</sup>

#### 四 農業信用

戦前露西亞に在つては小資金の授受を行ふことを任務とする農業信用機關はかなり廣く行涉つて居た。そしてこの機關としては農村信用組合が最も活動して居たのである。然るに戦時及戦後に於ける紙幣の濫發は信用制度をして終に

5) Brutzkus, a. a. O. 197-200  
A. W. Tschajanoff, Die Landwirtschaft des Sowjetbundes, Berlin 1926, S. 33-35 u. S. 38.  
數字表はチャヤノフ氏の引用に據る。

立つに處なきまでの困難に陥らざるを得ざらしめたが、特に共産主義政府が出來上つてからは、信用組合は共産主義的なる國家組織と經濟組織とに其の根本性質に於て一致せざるものなりとして一九一九年の末廢止せられることになつたものだから、農村金融機關は全滅する外はなかつた。それに元來共産主義は私經濟を認めず貨幣を否認し所謂信用制度なるもの、必要と存在の意義とを認めないものであるから、所謂戦時共産主義の治下に於て露國の農村金融組織の破壊されたるは、言を俟たずして明かなる所である。

然るに新經濟政策の樹てられると共に信用組合の必要は再び認められるに至り、一九二二年十二月二十二日の布告を以て再び公然承認せられることになつた。けれども形の上でこそ復活したれ、その業務の實體に於て眞實に復活せんは中々容易のことではなく、特に貨幣制度の不安定といふ事實は、信用制度の復舊を事實上可能ならしめなかつたのである。所が一九二四年の初には貨幣價值



の安定が齎らざるゝに至つた爲めに、信用制度も茲に漸く復活の眞地盤を得て、農村信用組合の活動も漸く現實の問題となり得た。

農村に於ける小額資金の授受を圓滑にせん爲めにソヴィエツト政府は一九二四年の秋農業信用中央銀行を設立した。そして其の基本資金として四千萬留を國庫より支出し尙それと同額をば國家銀行より借用するを得るものとした。此の農業信用中央銀行は各自治共和聯邦に於ける同様の銀行とそして農業信用會社とを基礎として其上に立つべきものとし、此の組織の最後の地盤は産業組合組織による信用金庫たるべきものとせられた。尤も此等の農業信用機關はたゞ貧しき者に對してのみ資金の貸付を行ふのであつて、富裕なる人々に對して業務を行ふべきものにあらずとせられた。斯くて政府は一九二五年の春には既に一億留餘を農業信用の爲に用ゐたのである。

斯く政府が巨額の資金を支出しなければならなかつたのは、一つには共產主義的な立場から、斯かる信用制度をも中央から組織し上から下に築き下ろす風な組織として新たに造り出さんとした爲めだと信じられる。元來信用組合の如きは之を組織する人々が自治と共存共助との精神から自發的に下から之を築き上げて行かなければならぬ性質のものであるのに、その信用組合制度が共產主義革命の爲めに有形的にも精神的にも破壊されて、人民の間にはまだ再び斯かる自動的な努力を爲す氣風の復活しないのに、政府は例の共產主義的中央專制の立場から、之を國家的に上から造り下ろさんとして其功をあせつた爲めに、終に佛蘭西の信用組合制度に於て之を見るやうに、組合は只管政府の支出金にたよつて貸付資金を得んとするに至つた爲めである。と今一つには信用組合は元來一面に於ては貸付機關たると同時に他面に於ては貯蓄機關であらねばならぬもので、貯蓄として預入された零細の資金を集めて之を貸出資金として用ゆる所に其働が在るものなのに、共產主義治下の露西亞では貯蓄を爲せば搾取者



と見られる恐ある所から、多少經濟に餘裕ある者も容易に預金を爲さず、又その預金を爲し得べき餘裕ある人々は農業信用の必要なきものとして前述の如く之を排斥する方針が取られたものだから、組合としては預金による資金調達の方法なく、止むを得ず貸付資金は只管に國庫の支給金に仰がんとするに至つた次第である。

それは兎に角として現今露西亞に於て農業の爲に用ゐられて居る資本はどんな狀況に在るかと見るに、戦前に於ては農民の固定資本は大約一八、四九七・七百萬留と稱へられて居たが現今では大凡一五、〇七五・六百萬留に減少したとせられる。そして戦前歐露に在つては農家一戸平均の固定資本は九九六留で經營資金は固定資本の二八・六％に當るとせられた。然るに一九二三年及一九二四年の家計計畫の示す所では農家一戸平均の固定資本は戦前の留價に換算して八七六・六五留と立てられて居る。之を經營規模の大小に依つて分類して示せば、

11 Desjat. 以下の播種面積のもの	五三五・七〇 <sup>留</sup>
二・〇一—四・〇〇	六九五・一三
四・〇一—六・〇〇	九六四・〇九
六・〇一—八・〇〇	一一二三・〇四
八・〇一以上	一六四五・四〇
平均	八七六・六五

そして一九二三—二四年の家計報告によれば年々の増加率は二・四％である。

さて右に示す所はすべて貨幣信用に關してのことであるが、貨幣經濟の尙ほ未だ十分によく發達して居ない露西亞の農村に在つては、この外に實物貸付が必要とせられる場合が少くない。そしてそれは主に穀物其他の種子について行はれたのであつて、革命前に在つては此の目的の爲めには穀物準備資金なるものが在つて其働を爲して居たが、革命後にはそれは廢止された。然し革命後國



家は巨額の穀物を其の手中に貯へて居るから、種子として必要な穀物の貸付を行ふことは容易に出來得る所である。そこで一九二二年には國家より三千三百萬プード、一九二三年には四千萬プード、一九二四年には二千六百萬プードの穀物が農民に貸付けられた。

又露西亞では従前から農民は農具其他の農業資本財を信用買にして居る習慣があり、獨逸の商人など古くは此の方面に随分活動して居たのだが、その習慣は今に残つて居る。然るに一九二四年には農民は農業用品に夥しき欠乏を感じて居たに拘らず、國營工場に於て生産したる用具類を農民に賣付けることは到底出來ない狀況に在つたものだから、農民に對しては戰前の價格を以て三年乃至四年間の信用貸で之を賣つてやる外はなかつた。この道に依つて信用的に賣却されたるもの、價格は二千三百萬留に及び就中千四百萬留は内地産で九百萬留は輸入品だつた。併しそれでも尙ほ農民の需要を充すに足らず一九一三年に

之を獲た無生農用資本財の三割だけのものしか得る能はざる狀況だつたが、政府は生産費以下で之を賣却し多大の犠牲を拂つた爲め、其翌年には大いに其額を減少するの止むを得ざるに會した。

何分にも露西亞の産業を復活せしむるには現今最も必要とせられるは資本であるのに、その資本が革命のために破壊され、又共産主義思想に依て貯蓄が抑制せられて資本としての生成を妨げられた爲めに、産業復活の事業は思ふほどに捗らず、爲政者をして焦慮せしめつゝある有様である。農村の狀況亦一般の狀況に異らず、資本の増殖と信用の發達と信用機關の整頓とが現今の急務として銳意之に向つて政府と民間との努力が向けられて居る。<sup>6)</sup>

## 五 農産物市場

農業資本主義的な發展を圖る爲めには、農産物の市場を整へ其機能を十分に

6) Brutzkus, a. a. O. S. 200-202.  
Tschajanoff, a. a. O. S. 35ff.



することが、甚だ重要であるが、露西亞に在つては従前とても農産物市場は餘り整備せる状態ではなかつたのに、戦時共產主義は一切の商的取引を禁じた結果、市場は全然破壊されてしまつて、農産物内地市場は一時消滅に歸してしまつた有様だつた。然るに新經濟政策への轉換の行はれると共に、市場に關する問題は當然に重要な問題として復活して來た。そして一九二二年の收穫期に至るまでは引續きたる不作の爲めに國民食糧の不足を訴へるほどの状況で、從來他の歐洲諸國への穀物供給國として立つて居た露西亞も、とても輸出のことなど問題となり得る勢はなかつた。

然るに一九二二年の收穫はかなりの豊作だつた爲めに、内地市場は既にこれを消化する能はざる状況を呈した。内地市場の斯く狭くなつたのは、都市住民が著しく減少し、多數の市民が田舎に分散して自給的經濟を營むことを餘儀なくせられた事情に由るもので、殘留せる都會市民の購買力の減少も亦與つて力

があつた。内地市場がどの位狭くなつたかといふに、戦前には現時の露西亞の版圖内に於て取引せられた穀物の量八億ブードだつたのに、一九二三年には穀物生産量は豊富だつたに拘らず僅かに二億八千萬ブードの内地市場賣買が行はれたに過ぎなかつた。後者は實に前者の三割五分にしか當らない。

内地市場が斯くの如く狭小のものとなつた結果外國に對する販買は従前よりも更に一層意義の大なるものとなるは當然のことであるが、それは國家の專賣事業として行はれるから、農民は直接にその恩恵に浴することはなくなつた。そして其の專賣組織が餘りに官僚的な爲めに多くの費用を要し、農民の手取の比較的少いことが非難された。穀物輸出に要する費用は一九二三年の秋に於て一ブードに就き七五哥といふことであつたが、就中鐵道運賃の爲に要する費用は二二哥に過ぎなかつた。戦前には此等の總費用一ブード三〇哥を出でなかつたのである。そして右の專賣費用は穀物價格の實に七割五分に相當したのだか



ら、農民の手取が如何に少なかつたかは言を俟たない。

爾來貿易專賣制度は大いに改善せられたことは確かだが、それでもまだ農民に満足すべき價格を保障し得ない狀況にありとせられて居る。

穀物以外の農産物でその輸出に特別の設備を要するもの、状態は右に示す所よりも更に一層宜しくない。就中最も著明なものは鶏卵であつて、戰前露西亞はその輸出國として確乎たる地位を占めて居たのだが、之を回復することは中々容易ならざる實狀に陥つた。その他優良な苧の栽培も市場の整はない爲めに減少し、麻の如きも一九二四年の秋に於て一ブードの倫敦市價一八乃至二〇留だつたのに農民の手取は八留に過ぎない有様だつた。斯かる狀況に對して農民の間に不満の存するはいふ迄も無きことであると同時に、そんな狀況を以てしては、外國輸出はとても内地市場の消化力の不足を補ふに足らなかつたのである。

加之農産物國內市場の組織が主として國家機關の手に屬して居るといふことも、實地の事情に十分適するだけの働を表はし得ないで、とかく手の廻り兼ねる状態に在つた。そして私的商業が其中に交はつて調節と補充の働をせんにも何分資本が缺乏して居て、とても容易に思ふやうには行かなかつた爲に、内地市場に於ける農産物の價格は國有機關と國家に従屬する産業組合とが之を支配し、殆んど獨占的決定權を握つて居た。

前に信用組合について之を述べたやうに、共產主義は産業組合運動とは其立場を異にし到底兩立し難きものと信せられて居たから、革命の成就すると共に露西亞の産業組合は頗る面目を異にするものとせられてしまつた。そして勞農政府は消費組合を以て國民に對する物品配給所となし、(一九一九年三月)他の産業組合はすべて消費組合の指導の下に立つべきものとし(一九二〇年一月)産業組合は従前のやうに自治的な獨立組織のものでなくなつて、國家に従屬し中



央より支配される官僚的組織のものにせられてしまつた。農村の産業組合も斯くて一時は一方農民に對する工業製品の配給所たると同時に他面には農産物の徵收所たる働を有するものとなり、然かも農民が之に農産物を納めるのは受取つた工業製品に對する交換としてではなく、兩者の間に固より價格上の平均もなければ賣買的關係もなく、配給と收納とは別々の獨立のこととして全く共產主義的原理に従て行はれることになつたのである。然るに農民に對する工業製品の配給は製品不足其他の理由の爲に極めて僅かしか爲されなかつたものだから、農民は之に農産物を納入するを厭ふて段々餘分の農業生産を行はないやうになり、其結果終に一時農村の諸多産業組合例へば製油組合、畜産品加工組合、乾燥組合、製粉組合の如きは大部分業務を休止するに至つた。

其後共產主義政治が行詰るに至つてからは産業組合に對する政策も自ら變化することになつたが、然し新經濟政策は消費組合に對しては餘り立入つた干渉を試みなかつた。然る間に一九二四年には又彼の共產主義的反動が來て、政府は消費組合を以て私的商業を壓迫する道具に用ゐんとしたが、之れ亦反動期の消滅と共に行はれなくなつてしまつた。

この波瀾重疊の間を潜つて露西亞の産業組合運動はともかくも命脈を維持して來たのであつて、其立場とする所に大いなる動搖はあつたにせよ、農村産業組合にしても其業務は相當に行はれたのである。即ち例へば一九二三―二四年に於ける農村販賣及び購買組合の取扱金高は四億留に上ざる有様であつた。

そんな風で露西亞の農産物市場は國家機關と産業組合との支配下に屬して居たのだが、其の組織の欠陥から農産物の價格は著しき變動を呈せざるを得なかつた。即ち一九二四年の二月には穀物の價格は前年秋に比して二倍に騰貴するに至り、輸出は國內市場の事情の之を適當とする程度以上に盛に行はれたが、一九二五年には政府は其の市價を抑へる爲めに却つて三千七百萬ブードからの



多量の輸入をしなければならなくなつた。そしてかゝる穀價の變動は農民の爲めには決して利益ではなく、一九二四年の春の著しき騰貴すら農民殊に小農民を苦むる所が少くなかつた。即ち小農民は租税を納める必要上秋には急いで穀物を賣らねばならぬから、安い時期に賣るを餘儀なくせられるのに、春には高價な穀物を種子として買入れる必要に迫られる有様なのである。

然し乍ら新々經濟政策は漸次其の地歩を固めて行くと共に、貨幣經濟は段々整頓することになり、貨幣經濟が整頓すれば市場も整ひ其働も圓滑になるは當然の成行であるから、農産物の市場も追々に復活する過程にあるは、疑なき所である。<sup>7)</sup>

## 六 農家經濟

共產主義の理論には合はないけれど、とにかく新經濟政策が行はれるやうに

なつてからは、露西亞の國民經濟は漸次復活する氣運に向つて來た。その氣運は農業方面にも現はれて來たのだが、農業は恰も一九二二年が農作だつたものだから、特に活氣を呈することになつたのである。そして一九二四年には共產主義的反動のある所へもつて來て作物も不作であつたが、既に新經濟政策の下に大分地歩が固められて來たから、その爲に又折角の氣運が覆つてしまうことはなかつた。即ち一九二一年頃からは農民は一時自給經濟の穴の中にもぐり込んで居た状態から少しづつ、這ひ出るやうになつたのであつて、農産物市場はまだ甚だ整はない有様だつたに拘らず、ともかく市場生産を行ふといふことが農民に餘分の生産を爲す刺戟を與へた。

露西亞に於ける戦時以來の農作付面積の減少は一九二二年で底を入れた次第で、戦前に比較して作付地の減少は凡そ三分一に達したのだつた。その以後は漸次復活の曙光を迎へたが、何分にも戦争に引續いて革命が行はれ、農地の手

7) Brutzkus, S. 206-210; S. 215-219



入は怠られ除草も施肥も十分にはせられないで居たものだから、さなきだに農地の生産率の低い露西亞の農業は、更に著しくその率を減せざるを得なかつた。試に一九〇九年以後各五年間平均の一 Desjatine 當り穀物收穫率を見るに

一九〇九—一三年	五四・九ブード
一九一四—一八年	五一・二ク
一九一九—二三年	四二・六ク

といふ有様で最初の五ケ年平均に比すれば最後の五ケ年平均收穫量は一二・三ブード(二割二分四厘)を減じた。

従て穀物の總生産量も著減せざるを得ず、其の數字は一九〇九年より一三年に至る五ケ年平均の主要穀物生産總量四、五八一・八百萬ブードだつたものが一九一四—一八年平均四、二四一・六百萬ブードに減じ、其後各年の生産量は

一九一九年	三、五二四・一 <small>百ガブード</small>
一九二〇年	二、七九四・〇

一九二一年	一、九六九・〇
一九二二年	三、二五七・〇
一九二三年	三、一七〇・〇
一九二四年	二、六二二・八

で新經濟政策が行はるゝに至つてからでも、その以後四年間の平均收穫量は二、七五四・七百萬ブードに過ぎず、戦前に比すれば四割方少いのである。

其他馬牛羊豚等の飼育數も夥しき減少を示した。

そんな状態であるから、農民の實際生活に於ても事情は中々容易に改善せられず、戦前に比し大分劣つた生活に甘んずる外はなかつた。即ち一九二四年に至るも尙ほ農民の消費する種々の日用品の量は戦前に比し少きは五分二、多きも四分三に過ぎなかつた。試に主なる數種の品物に就いて見るに、一九一三年に對する一九二四年の人口一人當り推定消費量歩合は



鹽	七二%	(單位封度)	紙	三六	(封度)
燐寸	六一	(箱)	砂糖	三三	(同)
煙草	四七	(喫煙單位)	鑄鐵	二二	(ブード)
石油	四〇	(ブート)	鋼	二二	(同)
棉製品	三九	(アルシン)			

といふ有様であつた。之は總人口に涉つてのことであるが、農民の消費状態は都市住民のそれに比して著しく劣つて居ることを見遁してはならぬ。之れが爲め無産階級支配の政治はやはり資本主義に於けると同様に都市住民の利益の爲に田舎住民を犠牲にするとの譏の起るを避け得なかつた。一九二四/二五年に於ける主なる工業製品の都鄙住民一人當り消費比較を示せば左表の如きものであつた。

品目	單位	平均	都市	田舎	田舎消費量の對都市消費量歩合
鹽	封度	二二・九	二五・〇	二二・〇	八八
燐寸	箱	一七・〇	四八・〇	一〇・〇	二一

石油	封度	九・一	三〇・六	五・〇	一六
棉製品	メツツ	一一・四	三九・〇	六・二	一六
砂糖	封度	一一・四	四〇・〇	五・八	一五
金屬製品	留	二・二	七・七	一・九	二七

鹽を除く以外は田舎住民の消費量は都市住民の二割若くはそれ以下といふ著しい有様を呈し、鹽ですら八割八歩を消費し得るに過ぎなかつた。勞農政府は都會の住民に成るべく安價なる食料品を供給することには大いに注意し努力する所があつたが、田舎住民の爲に工業製品を安く供給することには力及ばず、工業の不振と其の生産費の騰貴との爲めに、田舎の住民は高き工業製品を然かも不十分に買取り得るに過ぎなかつた。都會に在つては勞働者の賃金は生活に必要な物價指數に適應して定められたから、其の生活には餘り多くの困難なく、社會主義的經濟に直接參加せる者は其生活に對して顧慮が拂はれたけれども、農民に對してはとかく注意と施設との及ばなかつた嫌あるを免れ得なかつ



たのである。

農民の中に在つても共產主義革命以後に在つては、比較的大きな農民の經濟が抑壓せられた爲め、其大部分は分解して、之に屬して居た人々は各々分立して小經濟を營むやうになり、其の經濟は貧弱で其生活はみぢめなものたらざるを得なかつた。

仍て又少しく露西亞に於ける農業經營状態について見るに、その大部分は戦前から既に自家勞働を以てする小農經營に屬して居たのであつて、歐露四十九縣の穀物作付地の一割八厘だけのものが他人の勞働に依て生産を行ふ大農業に屬して居た。そして所謂大農地の總面積中三分二は小作に附せられて居た。大體に於ける農地經營上の分配の狀況は次表のやうであつた。

農民自作地	1110.11	百萬 Desjat.	72.5
小作地	210.0		11.1

自己經營に屬する私有地	130.0	七.八
國有地	5.2	三.一
都市有地	6.0	三.七
寺院有地	1.6	〇.八

合計 166.0 100.0

革命の結果私有大農地經營といふものはなくなり、その代りに國營といふ新形式が表はれたのだが、併しそれはたゞ僅かに試験場的な働を爲すに過ぎないで其の生産上に於ける意義は殆んど論ずるに足るまでに立至つて居ない。そして自作農地の大部分は原則として自家勞働に依て經營せられるのだが、その收益と從て農家經濟とには少からざる徑庭あり、自作農家にして他人の勞働を使用するものも少からず、やゝ大なる經營を爲すものは季節的移轉勞働者を雇ふか、小農民を雇ふかして居たのである。雇傭勞働は北部地方よりも南部地方に於て多く行はれた。



そして露西亞農業の特色の一は労働集約經營の行はれることであつて、一單位面積に於ける農業生産費の比較からいへば、歐露の農業と亞米利加の農業とは大體似たものであるが、前者は後者よりも三倍多くの労働を用ゐるのである。然し實際的にはそれは少し労働集約に過ぎたる嫌あるを免れ難く、勞力の利用の上からいへば農村人口の有する労働力の三分一が有効に用ゐられて居るに過ぎざるものと信じられる。この状態は我國の状態とよく似て居り、その意味に於て農村の人口過剰が言ひ得られると同時に、農業經營の資本的缺乏を否定し難く、その改善策としては今少しく労働を節約して資本的に集約にするを要するものとせられる。

そんな風だから露西亞農民の勞力に對する報酬は比較的僅少なるを免れず、固より地方により相違はあるが、平均的に之を見て戦前歐露に於ける農民一人當り労働所得は五四・七留に過ぎなかつた。然るに戦時中から革命期に引續き

その僅かなる報酬も更に減少し、一九二四年に於ては一人平均四三・二留を出でざる有様になつてしまつた。然らば農家一戸の經營収益はといふに、一九二二—二三年の家計々書によれば經營面積の大小に應じ大體次表の如きものと計算せられた。(金額は戦前の留價により示す)

經營規模 (Desjat)	農業純収益	他 收 入	收 入 合 計
〇・一——二・〇〇	一一三・一八	七五・〇五	二〇二・二三
二・〇一——四・〇〇	二一〇・五七	七二・三八	二八二・九五
四・〇一——六・〇〇	三〇〇・一一	八四・五〇	三八四・六一
六・〇一——八・〇〇	四一三・三一	一一七・五二	五三〇・八三
八・〇一——以上	五二七・六〇	六五・六九	五九三・二九
平均	二六七・四六	七九・九五	三四七・四一

即ち經營規模の大きなものほど収入は當然に多いのだが、併し前に示したやうに、露西亞の農民には小農經營者が多く一 Desjatinen 以下を經營するもの最も



多數なるを思へば、農家の大部分は實に僅少なる所得に甘んじて居ることがわかる。年収入合計僅かに二百留餘りなるを見る有様である。我國の農家収入も少いが露西亞の農家収入も洵に少いものではないか。然かもそれは農業以外の収入をも加へての話で、若し農業からの純収益だけを見れば、其額は更に少く僅かに一二三留に過ぎない。試に各經營規模に於ける農業純収益が収入合計に對する割合を示せば

〇・一—二・〇〇	六〇・九〇%
二・〇一—四・〇〇	七四・四二
四・〇一—六・〇〇	七八・〇三
六・〇一—八・〇〇	七七・八六
八・〇一以上	八八・九三
平均	七六・九九

最も小規模なる農業を營む者に在つては農業からの収益は僅かに六割強に過ぎ

ない。それはつまり農業だけやつて居たのでは食へないで、他に収入の道を講じそれで漸く生きて行けることを示すものである。然るにやゝ大規模の經營を爲す者とても亦農業以外他に収入を求めて居ること右表の如くなりとせば、要するに露西亞に於ける農業人口の過剰といふ事實を知ることが出来ると同時に農民一般の農業収入の如何に少く其生活の如何に貧弱なるかを知るを得る。

併しとにかくにも農民は自己の勞働と業務とから麵包を獲ることが出来るのである。働きさへすれば大抵餓死することはなく、其の意味に於ては農業といふ業務ほど安全な業務はない。露西亞の農民はこの安全なる巖礁にかちりついて共産主義の大革命といふ怒濤を切りぬけて來たのである。そして新經濟政策の確定は漸次農業の復活と新たなる發展とを促しつゝあれば、今後は徐々なりとも多少づゝは露西亞の農業と農民との状態は良くなるものと信じ得べき理由ある次第である。<sup>8)</sup>

(終)

8) Brutzkus, S. 219-221; S. 231-420  
Tschajanoff, S. 36-40.  
統計表は主として後者に據る。



昭和三年四月十日印刷  
昭和三年四月十五日發行

正價金壹圓八拾錢

不許複製

著者 河田 嗣 郎

印刷者 八坂 淺次郎

印刷所 京都市丸太町寺町東入

印刷所 京都市夷川通川端東入

印刷所 弘文堂印刷部

發行所

東京部 丸太町一丁目一〇〇番地  
電話 二二七九  
京都部 神田區淡路町二丁目九番地  
電話 二二七九

弘文堂書房  
弘文堂東京店



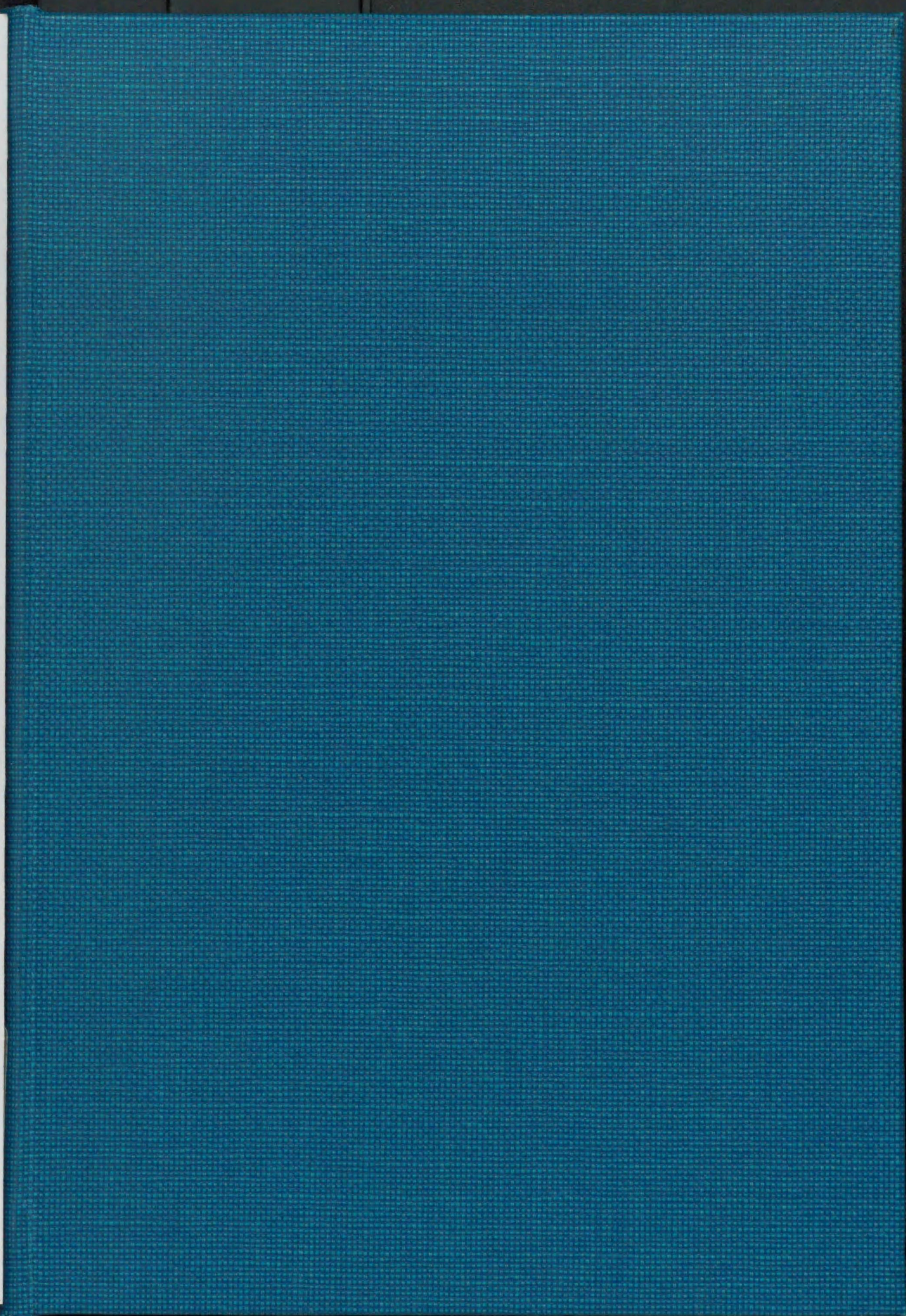
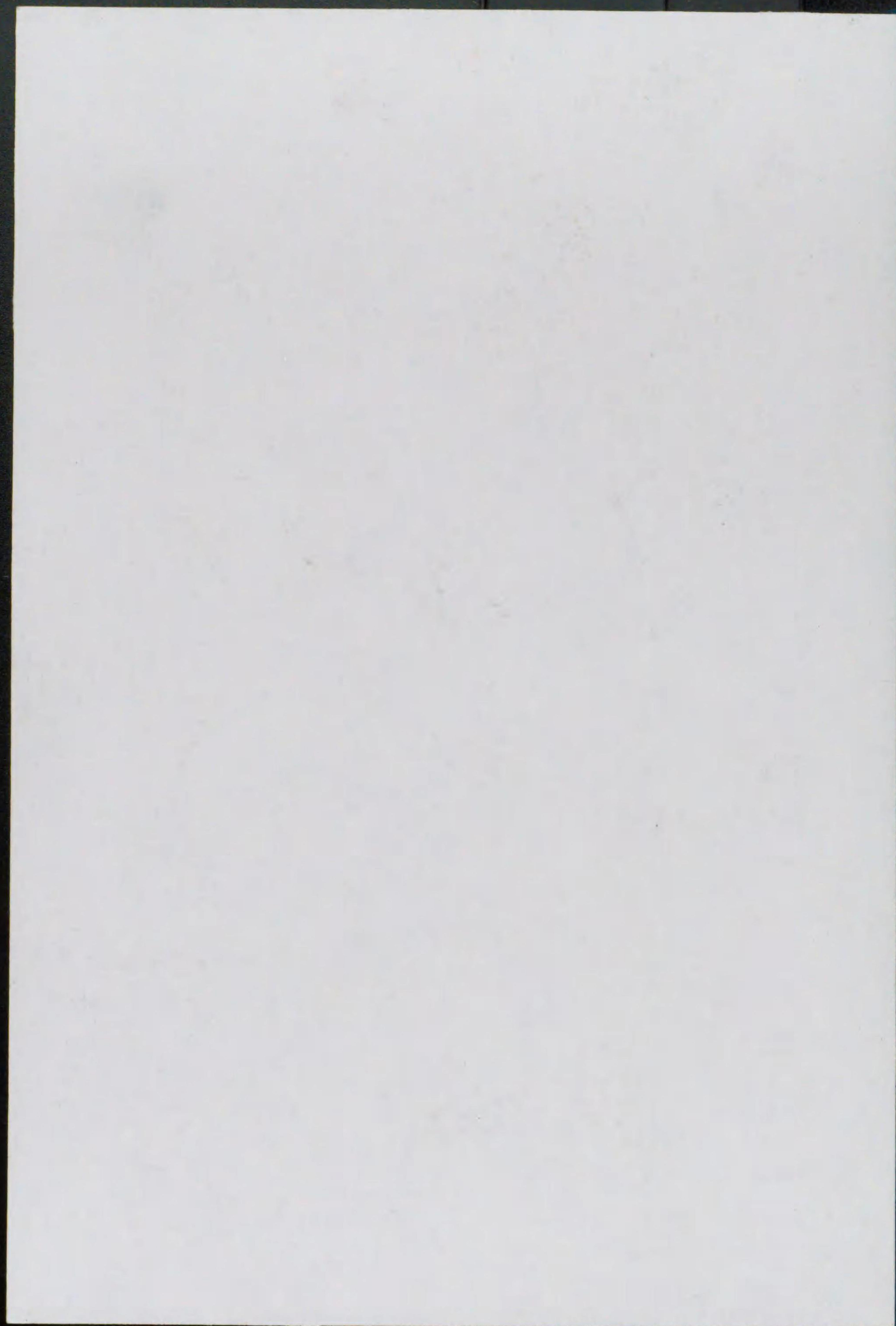
仁 3X-28

同	著	河田嗣郎著	農業社會化運動	一・八〇
同	著	農業社會主義と組合主義	二・八〇	
同	著	家族制度の研究	三・二〇	
同	著	食糧と社會	二・五〇	
同	著	何處へ往く	三・〇〇	
同	著	農村研究	四・〇〇	
同	著	經濟學要義	五・〇〇	
同	著	農業倉庫論	二・九〇	
同	著	日本國際經濟論	一・七〇	
同	著	經濟學要論	四・〇〇	
同	著	財政學要論	四・二〇	
同	著	最近經濟及社會問題	一・七〇	
同	著	協調的社會問題	一・七〇	
同	著	石田憲次譯	二・五〇	
同	譯	ミル著	二・五〇	
同	譯	ミル著	二・五〇	
同	譯	ミル著	二・五〇	
同	譯	ミル著	二・五〇	
同	譯	ミル著	二・五〇	
同	譯	ミル著	二・五〇	
同	著	此の後の者にも	二・〇〇	
同	著	カーライル研究	二・五〇	
同	著	堀經夫著	經濟と自由	二・〇〇
同	著	伊藤眞雄譯	キャナン著	二・五〇
同	著	渡邊鐵藏著	現代社會政治管見	二・六〇
同	著	森戸辰男譯	アントン・メンガア著	三・五〇
同	著	谷口吉彦譯	マルサス著	二・五〇
同	著	同	特殊問題研究	五・二〇
同	著	同	商業經濟論	五・二〇
同	著	同	工業經濟論	五・二〇
同	著	同	社會政策論	四・五〇
同	著	戸田海市著	社會政策論	四・五〇
同	著	戸田貞三著	家族の研究	二・五〇
同	著	牧山正彦譯	ペーベル著	五・六〇
同	著	關一著	住宅問題と都市計劃	三・八〇
同	著	同	米國I.W.Wの研究	二・九〇
同	著	同	革命的サンヂ	三・五〇
同	著	米太郎著	輓近社會思想の研究	二・五〇
同	著	同	現代社會批判	三・〇〇
同	著	長谷川閑著	現代國家批判	三・五〇
同	著	河上肇著	マルクス資本論略解(資本論)	二・五〇



575-176





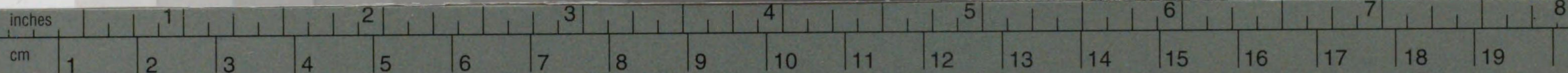


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

